水道料金改定率について

水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会発行）に基づき、総括原価方式で水道料金改定率を算定した場合

総括原価の構成と算定方法

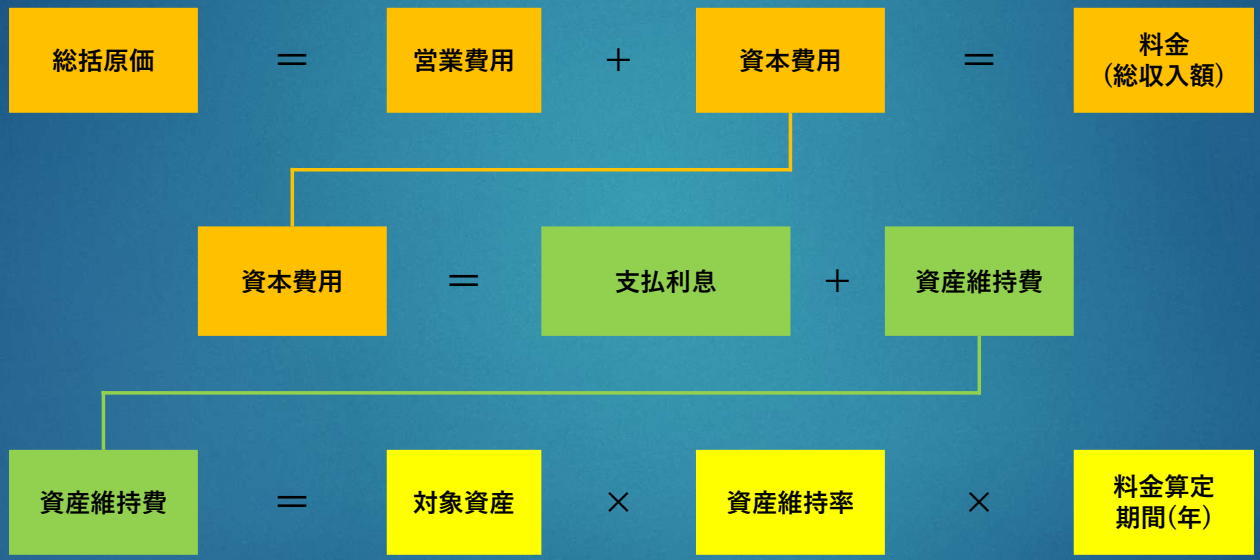

対象資産　：償却算定期間の期首及び期末の平均残高

資産維持率：３％を標準とし、各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準となるよう決定

算定要領どおりに料金改定を行った場合の改定率を、３年の料金算定期間（通常３～５年）で試算した。

改定時期　令和8年4月

料金算定期間　３年

資産維持費率　3%

料金改定率　38.88%

	R8	R9	R10
純損益（千円）	293,047	392,788	386,913
資金残高（千円）	416,526	740,754	1,090,246
料金回収率	102.73%	116.72%	116.20%

試算の結果、料金算定期間内の全ての年度において料金回収率が100%を上回り、将来の設備投資のための資金が積み立てられる見込みとなった。

資金残高の推移（改定率38.88%）

算定要領どおりの料金改定を行った場合、改定率38.88%と急激な値上げとなるため、市民生活や市内経済に与える影響を考慮した改定率を試算した。

改定時期　令和8年4月
料金算定期間　３年
資産維持費率　0.1%
料金改定率　9.59%

	R8	R9	R10
純損益（千円）	24,580	68,262	64,057
資金残高（千円）	148,059	147,762	174,396
料金回収率	83.81%	92.13%	91.72%

試算の結果、料金算定期間内の全ての年度において純利益を計上し、運転資金は必要最小限レベルではあるが残る見込みとなった。ただし、令和12年度には資金が不足する見込みのため、３年後の料金算定期間終了時に、あらためて料金設定について検証する必要がある。

資金残高の推移（改定率9.59%）